

## V.地域別構想

### 1. 地域別構想の役割

### 2. 地域別構想

- 中心市街地
- 西部市街地
- 東部市街地
- 周辺市街地

## 1. 地域別構想の役割

地域別構想とは、住民が日頃身近に感じる地域に区分し、全体構想を踏まえそれぞれの地域ごとの特性に応じて、目指すべき将来像を具体的に明示するものです。今後、住民との合意形成を図りながら、地域の都市づくりを行っていくための目標となるものです。

本市にとっても、本格的な住民参加による都市づくり推進のためのさきがけとなるプランであると同時に、住民の方々に都市づくりに対する具体的な認識を持ってもらうための素案としての役割を有しています。

したがって、地域の将来像、事業手法の選定、公民の役割分担等について住民合意を得ながら明確にしていく必要があります。

地域区分に関しては、第7次境港市総合計画をもとに、土地利用の類似性、日常生活圏（自治会・小学校区・中学校区等）、地域特性や地理的条件、歴史的背景などを考慮しながら、都市計画区域を次の4地域に区分しています。

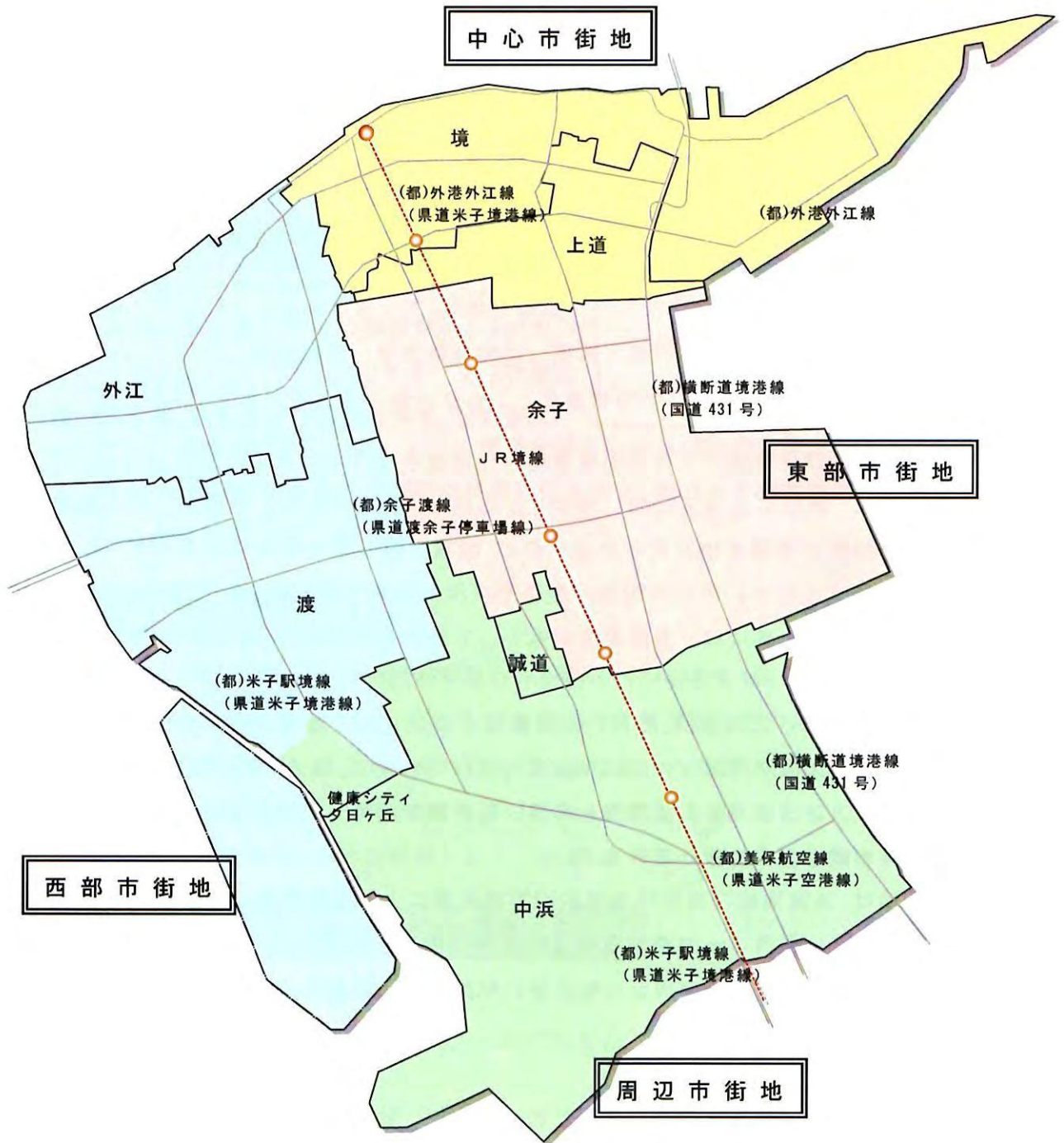
表5-1. 地域の概況

名称	地区	人口・世帯		土地利用状況			
		人口 (人)	世帯 (世帯)	市街地土地利用			市街地外
				住宅地	商業地	工業地	
中心市街地	境地区 上道地区	10,822	3,974	●	● 中心商業 業務地	● 昭和町工 業団地、 港湾関連 施設用地	美保湾 境水道
西部市街地	外江地区 渡地区	11,686	3,872	●		● 境港西工 業団地	中海 農地 低密度市街地
東部市街地	余子地区	6,941	2,332	●		● 竹内工業 団地、沿 道工業	美保湾 自然緑地（樹林 地） 農地 集落地
周辺市街地	誠道地区 中浜地区 夕日ヶ丘 を含む	7,394	2,327	●			美保湾、中海、 自然緑地（自然 海岸・樹林地） 農地、集落地 大規模施設用地

注) 人口・世帯：平成12年国勢調査

●：主体的役割を果たす地区

図 5 - 1 . 地域区分図



## 2. 地域別構想

### 2-1. 中心市街地（境・上道）



#### 1) 概況

中心市街地は、本市の北東部に位置し、行政・文化・商業・業務等の中枢機能を擁しているとともに、海・陸の玄関口となっています。面積は466haで全市域面積の17.9%ですが、人口は10,822人（平成12年国勢調査）で市人口の29.4%を占めており、人口の集積化がみられます。しかしながら、過去10年間の人口動向は、他の地域が横ばい或いは微増傾向であるのに対し、当該地域は年平均減少率1.07%と空洞化が進行しています。

本地域は、美保湾に面して工業地、境水道に面しては港湾関連及び商業地、これらの後背地が住宅地となっています。

商業地は、妖怪に出会える街「水木しげるロード」を中心に、行政サービス機能や商業・業務機能の集積立地が見られるものの、商業環境の変化やモーターレーゼーションの進展等を背景として、中心市街地の衰退や空洞化が大きな問題となっています。また、アーケード街の一部には、道路密度が低く、広場の確保も進んでいない木造密集地区が見られ、都市災害に対する安全性の確保も必要とされています。

美保湾に面する工業地は、既存の工業集積を活かした工業構造の高度化、環日本海時代に対応した国際物流拠点の形成が必要とされています。また、境水道に面する地区は、JR境港駅と港湾機能との連携強化の他、引き続き港湾・漁港機能の充実など産業基盤施設整備の推進が求められています。

住宅地は、当該地域の西側は土地区画整理事業により基盤整備が進められているものの、東側地区は幅員4m未満の狭隘道路を中心として形成されています。西側地区は良好な住環境を確保し、東側地区は安全面に配慮した住環境の育成が必要とされています。

#### 2) 基本的な考え方

中心市街地は、第7次境港市総合計画において、魅力ある商店街づくりや既存の工業集積を活用した地域の活性化を図るものとしています。

そこで、上位計画等を踏まえ、次の基本目標を設定します。

### 交流による人にやさしいまちづくり

- 本市の海・陸の玄関口としての顔づくり
- にぎわいの産業拠点づくり
- 高齢社会に対応した住み良い市街地環境づくり
- 緑のまちづくり

## 3) 地域づくりの方針

### 本市の海・陸の玄関口としての顔づくり

- 玄関づくりの拠点として、航路・鉄道・バスの交通結節点機能強化の他、行政サービス・福祉機能、観光情報機能、商業・業務機能などの強化・充実を図るとともに、玄関口としての顔となるよう景観育成やバリアフリー化に努めます。
- 「水木しげるロード」として整備を進めている(都)境港停車場岬町線を中心として、公民一体となって商業の再活性化を図り、魅力ある商業空間の整備を進めていきます。

### にぎわいの産業拠点づくり

- 外港昭和地区及び内港埠頭周辺は、輸入促進地域の一翼を担う産業・交流拠点地区として位置づけられており、旅客機能や物流機能などの港湾関連施設の拡充整備を図るなど、環日本海時代における山陰地方の玄関口として育成していきます。
- 外港昭和地区及び内港埠頭周辺の産業・交流拠点地区としてのポテンシャルの向上を図るため、広域連携軸として、国道431号等の機能強化を推進します。

### 高齢社会に対応した住み良い市街地環境づくり

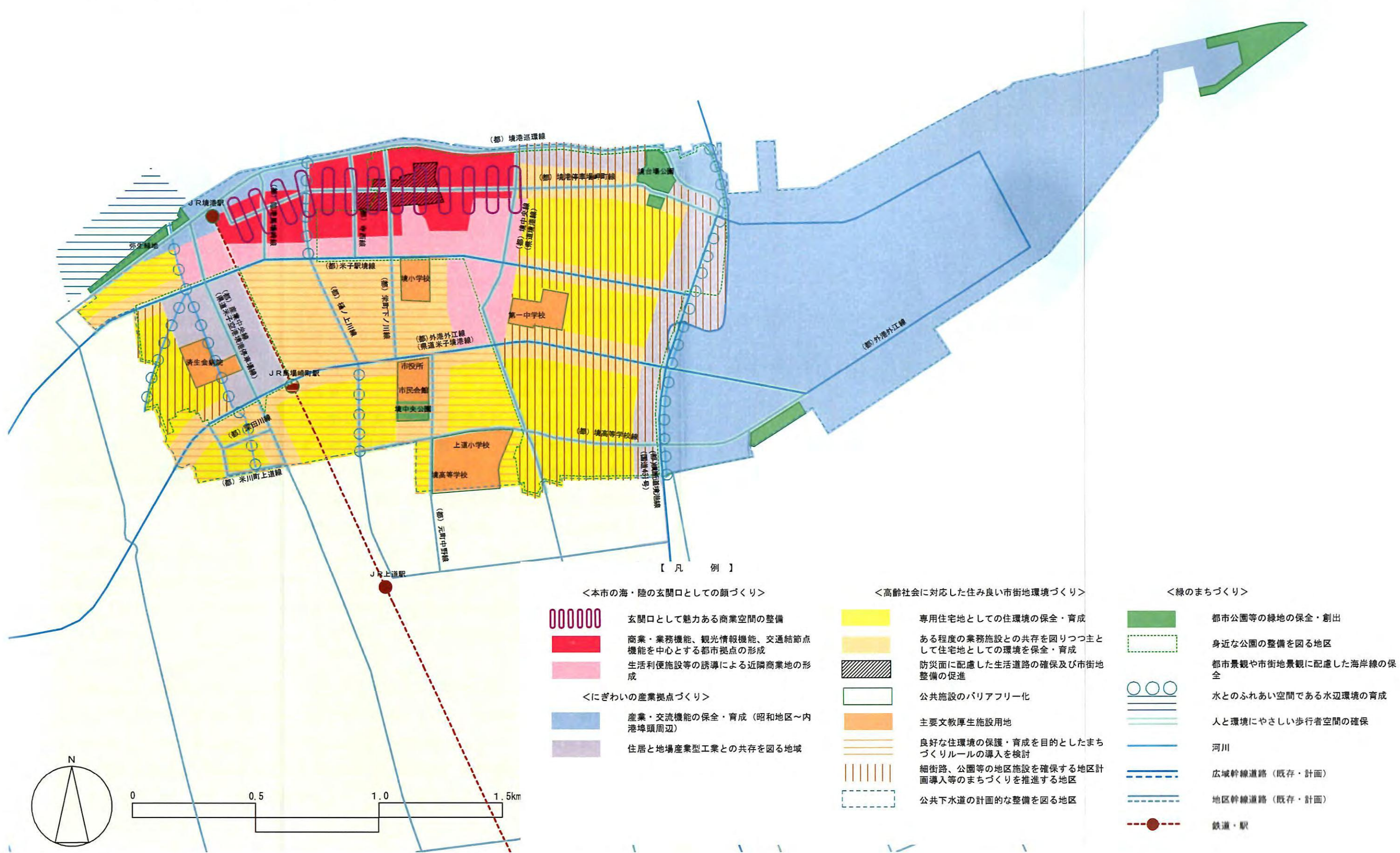
- 既に基盤施設の整備が完了している上道町等の住宅団地については、良好な住環境を保護・育成するためのルールづくりなどを検討し、現在の良好な居住環境を担保します。
- その他の地区については、地区骨格道路や生活道路、公園・広場などの地区施設を確保する視点からの地区計画の導入、緑地協定による宅地の緑の保護・育成を図るなど、良好な市街地環境の育成を目指します。特に、(都)境港停車場岬町線周辺の密集市街地については、古くからの街並み形態を活かした市街地形成を図るため、地区計画の導入を促進し、地区施設の確保やきめ細かな土地利用の誘導に努めます。

- 本町周辺に見られる木造密集地区などの火災危険区域については、計画的な市街地整備の促進、生活道路の確保策などに取り組み、安全で快適な市街地環境の育成を目指します。
- 高齢者等を含む全ての人々が、安全・円滑に日常生活をおくれるバリアフリーの生活空間づくりとして、①道路、公園等の公共施設などのバリアフリー化、②港・駅・周辺広場などの交通結節点及びその周辺一帯の歩行環境の改善、③建築物を高齢者等を含む全ての人々が利用しやすいものとするよう指導・誘導措置を拡充。特に、官公庁施設等については早期に改修を推進し、これらの空間を点から線・面へと拡充していきます。
- 公営住宅については、居住性の高い住宅供給及び高齢者や障害者等のニーズにも対応した誰にもやさしい住宅の整備に取り組むものとし、既存の住宅ストックの有効活用や計画的な建て替えを進めます。
- 境港市公共下水道事業計画に基づき、計画的な下水道整備を推進し、暮らしやすい市街地環境の育成に努めます。

#### 緑のまちづくり




- 市街地を取り囲む海岸線は、都市景観や市街地景観の構成要素として重要な役割を有するほか、人々が自然に親しめる資源としても貴重なものとなっています。また、港周辺には文化に触れる施設もあることから、海・港を生かした憩いの場としての活用を図ります。
- 大正川等の小河川は、親水空間の整備や水辺空間の修景等、市街地における唯一の水とのふれあい空間として水辺環境の育成に努めます。
- 都市計画道路等の道路緑化により緑の軸を育成し、深田川や大正川並びに海岸線などの親水空間とのネットワークを育成していきます。

図5-2. 中心市街地のまちづくりの方針





【凡例】

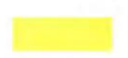

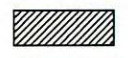





<本市の海・陸の玄関口としての顔づくり>

-  玄関口として魅力ある商業空間の整備
-  商業・業務機能、観光情報機能、交通結節点機能を中心とする都市拠点の形成
-  生活利便施設等の誘導による近隣商業地の形成


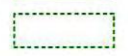







<にぎわいの産業拠点づくり>

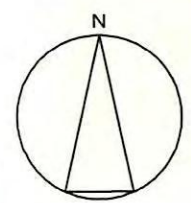
-  産業・交流機能の保全・育成（昭和地区～内港埠頭周辺）
-  住居と工場産業型工業との共存を図る地域

<高齢社会に対応した住み良い市街地環境づくり>

-  専用住宅地としての住環境の保全・育成
-  ある程度の業務施設との共存を図りつつ主として住宅地としての環境を保全・育成
-  防災面に配慮した生活道路の確保及び市街地整備の促進
-  公共施設のバリアフリー化
-  主要文教厚生施設用地
-  良好な住環境の保護・育成を目的としたまちづくりルールの導入を検討
-  細街路、公園等の地区施設を確保する地区計画導入等のまちづくりを推進する地区
-  公共下水道の計画的な整備を図る地区

<緑のまちづくり>

-  都市公園等の緑地の保全・創出
-  身近な公園の整備を図る地区
-  都市景観や市街地景観に配慮した海岸線の保全
-  水とのふれあい空間である水辺環境の育成
-  人と環境にやさしい歩行者空間の確保
-  河川
-  広域幹線道路（既存・計画）
-  地区幹線道路（既存・計画）
-  鉄道・駅



## 2-2. 西部市街地（外江・渡）



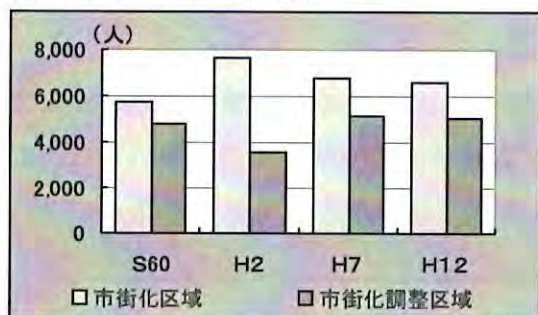
### 1) 概況

西部市街地は、本市の北西部に位置する地域です。面積は820haで市域面積の31.4%に対し、人口規模は11,686人（平成12年国勢調査）と市人口の31.7%を占め、平均的な人口分布となっています。過去10年間の人口動向は、市総人口が近年横ばいであるのに対し、年平均増加率1.18%を示しています。これらの変化は市街化調整区域への増加となって表れており、市街化区域のにじみ出し傾向に対する抑制策の導入が必要とされています。

本地域は、（都）米子駅境線沿いを中心に形成された市街地及び集落地、その周辺に広がる農地から構成されています。

市街地は、都市計画道路沿いに形成された住宅地や沿道サービス施設用地、中海に面する貯木場を中心とする工業地により構成されています。工業地は、本市の基幹産業の一翼を担ってきた木材関連企業を中心に立地しています。近年、工業構造の改善による活性化策として産業基盤の整備を行い、新たな業種の誘致により、業種の複合化等による産業構造

□ 区域区分毎の人口推移



注) 国勢調査

の高度化が求められています。住宅地は、狭隘道路を中心として形成されており、密集市街地における生活道路や広場整備などへの対応や、安全面に配慮した住環境の育成が必要とされています。沿道サービス施設用地は、（都）米子駅境線沿いの外江町と渡町との境界付近を中心として位置づけられますが、近年拡大化の傾向を見せており、適切な土地利用対策が必要とされています。

市街地周辺の集落地は、渡漁港を中心とする集落地が、宅地開発の進展とともに市街化区域のにじみ出し傾向とあいまって拡大傾向を示しており、低密度市街地の様相を呈しています。このため、無秩序な宅地化の抑制、生活道路や広場等の生活関連施設整備などの良好な住環境の育成が必要とされています。農地は、食料の安定供給を図るための土地資源として、また、市民農園等のレクリエーションの場など、優良農地の確保や活用が望まれています。



## 2) 基本的な考え方

西部市街地は、第7次境港市総合計画において、既存の工業集積を活かした産業の拠点づくりと、広大な田園景観と調和したゆとりある生活環境整備により、活力あるまちづくりを進めていくものとしています。

そこで、上位計画等を踏まえ、次の基本目標を設定します。

### 産・住の調和する まちづくり

- 既存の工業集積を生かした産業拠点づくり
- 住み良い市街地環境づくり
- 田園環境の育成と緑のまちづくり

## 3) 地域づくりの方針

### 既存の工業集積を活かした産業拠点づくり

- 境港西工業団地を新たな工業地として位置づけ、計画的に整備された地区環境の保護や工業の利便増進を図ります。特に、住宅地に隣接する地区については、地区計画等の導入により、公害防止や周辺の住環境を保護する土地利用を促進しながら、新たな都市活動に資する工業機能の拡充を図ります。
- (都) 米子駅境線の機能強化や境港臨港道路江島幹線の整備など、産業施設用地と高速交通体系とのアクセス路の確保を推進し、本市の産業を支える新しい拠点として育成していきます。
- 産業の高度化を促進するため、工業技術に関する研究開発施設や高付加価値型企業の誘致、地域企業間の連携・交流機能などの支援体制を整備します。

### 住み良い市街地環境づくり

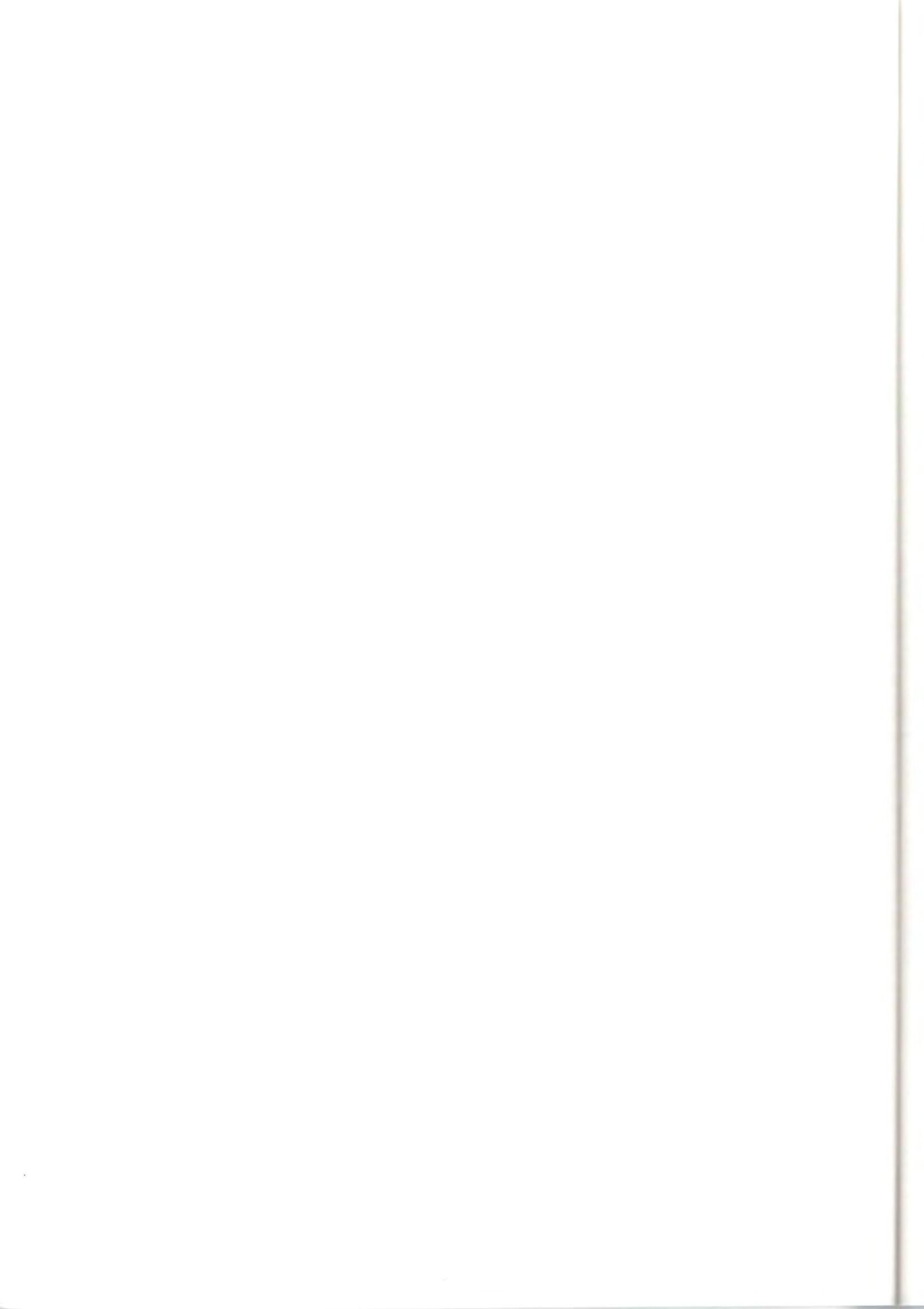
- (都) 米子駅境線沿いに広がる住宅地については、地区骨格道路や生活道路・広場を確保する地区計画の導入、緑地協定による宅地の緑の育成を図るなど、良好な市街地環境の育成を目指します。
- 外江町の一部に見られる木造密集地区などの火災危険区域については、計画的な市街地整備の促進、生活道路の確保策などに取り組み、安全で快適な市街地環境の育成を目指します。
- 市街地周辺の低密度市街地(渡町)については、都市的土地利用を許容する範囲

を明確にし、生活道路や広場等の生活関連施設の整備など、良好な住環境の保護・形成を図ります。

- 市街地周辺のその他の集落地については、営農条件や現在の住環境と調和の取れたゆとり居住区の形成を図ります。
- 市街地を中心として、不足している身近な公園（主に街区公園）の確保に努め、住み良い市街地環境の育成を図ります。
- 高齢者等を含む全ての人々が、安全・円滑に日常生活をおくれるバリアフリーの生活空間づくりとして、①道路、公園等の公共施設などのバリアフリー化、②建築物を高齢者等を含む全ての人々が利用しやすいものとするよう指導・誘導措置を拡充。特に、公民館等の文教厚生施設については早期に改修を推進し、これらの空間を点から線・面へと拡充していきます。
- 老朽化が進んでいる公営住宅については、引き続き居住性の高い住宅供給や高齢者や障害者等のニーズにも対応した、誰にもやさしい住宅の整備に取り組みます
- 下水道整備については、境港市公共下水道事業計画に基づき、計画的な整備を推進し、暮らしやすい地区環境の育成に努めます。また、計画区域外については、合併処理浄化槽など地域特性に応じた手法を検討し、生活排水等による河川や農業用水の汚濁の防止に努めます。

#### 田園環境の育成と緑のまちづくり

- 中海に面する海岸線は、都市景観や市街地景観の構成要素として重要な役割を有するほか、人々が自然に親しめる資源としても貴重なものとなっています。これらの機能に配慮し、自然環境の回復、親水空間の整備や水辺空間の修景など、自然に親しめる水辺環境の育成に努めます。
- 補岩寺や西灘神社の社叢しやうそうなどの市街地における点的緑地、緑化された公共施設及び公園等の緑の核などを、都市計画道路を中心とする緑豊かな歩行者空間で結ぶネットワーク化を図り、緑の豊かな環境づくりを進めます。
- 市街地周辺及び中海干拓地の農地は、今後とも食料の安定供給を図るための土地資源として、原則として農業の振興と優良農地の確保を図ります。また、農地の有効活用や都市と農村との交流を推進するため、観光と一体となった観光農園、市民農園としての整備を促進します。





## 2-3. 東 部 市 街 地 (余子)



### 1) 概 況

東部市街地は、本市の中央東側に位置しています。面積は588haで市域面積の22.5%を占め、人口は6,941人(平成12年国勢調査、市人口の18.8%)です。過去10年間の動向は、年平均増加率0.34%と、市全体平均を多少上回っています。

本地域は、美保湾に面して工業地、その後背地の旧街道沿いを中心に形成された住宅地、住宅地に隣接して広がる農地及び集落地が田園景観を構成しています。

工業地は、交通の利便性に優れる臨海工業用地を活用することにより、輸入製品の加工・組立産業の積極的な展開を図り、流通機能とともに生産機能も備えた産業拠点の形成が求められています。

住宅地は、狭隘道路を中心に形成されており、生活道路や公園・広場等の地区施設の確保など、安全面に配慮した住環境の育成が必要とされています。

市街地周辺の集落地は、旧街道筋を中心に形成され、市街化区域のにじみ出し傾向とあいまって拡大傾向を示しています。このため、無秩序な宅地化の抑制、生活道路や広場等の生活関連施設整備などの良好な住環境の育成が必要とされています。農地は、食料の安定供給を図るための土地資源として、さらに、市民農園等のレクリエーションの場など、優良農地の確保や多面的な活用が望まれています。また、JR境線沿いには貴重な樹林地が分布しており、良好な自然環境の保護・育成が必要とされています。

### 2) 基本的な考え方

東部市街地は、第7次境港市総合計画において、輸入促進地域の産業拠点づくりと、田園景観と調和したゆとりある生活環境整備により、物の流れ、人々が行き交うまちづくりを進めていくものとしています。

そこで、上位計画等を踏まえ、次の基本目標を設定します。

#### 交流がはじまる まちづくり

- 輸入促進地域における産業拠点づくり
- 住み良い市街地環境づくり
- 田園環境の育成と緑のまちづくり

### 3) 地域づくりの方針

#### 輸入促進地域における産業拠点づくり

- 美保湾に面する沿岸部は、環日本海時代における交流・物流拠点として位置づけ、港湾施設の整備拡充、輸入関連企業の誘致など輸入促進基盤の整備を進め、にぎわいのある産業拠点の創出に努めます。
- 産業の高度化を促進するため、境港西工業団地との連携を図りながら、工業技術に関する研究開発施設や高付加価値型企業の誘致、地域企業間の連携・交流機能などの支援体制を整備します。
- 国道431号の機能強化など、産業拠点地区と高速交通体系とのアクセス路の確保に努めます。

#### 住み良い市街地環境づくり

- 既に基盤施設の整備が完了している中野町の住宅地については、良好な住環境を保護・育成するためのルールづくり（敷地の細分化の防止や生垣化等）などを検討し、現在の良好な居住環境を確保します。
- 旧街道沿いに形成されている住宅地については、地区骨格道路や生活道路・広場を確保する地区計画の導入、緑地協定による宅地の緑の育成を図るなど、良好な市街地環境の育成を目指します。
- 旧街道沿いに形成されている集落地については、開発許可制度の適正な運用を図るとともに、都市的土地利用を許容する範囲を明確にし、生活道路や広場等の生活関連施設の整備など、良好な住環境の保護・形成を図ります。
- 市街地周辺のその他の集落地については、営農環境や現在の住環境と調和の取れたゆとり居住区の形成を図ります。
- 市街地を中心として、不足している身近な公園（主に街区公園）の確保に努め、住み良い市街地環境の育成を図ります。
- 高齢者等を含む全ての人々が、安全・円滑に日常生活をおくれるバリアフリーの生活空間づくりとして、①道路、公園等の公共施設などのバリアフリー化、②駅・駅前広場などの交通結節点及びその周辺の歩行空間と一体的な環境の改善、③建築物を高齢者等を含む全ての人々が利用しやすいものとするよう指導・誘導措置を拡充。特に、公民館等の文教厚生施設については早期に改修を推進し、これらの空間を点から線・面へと拡充していきます。

- 下水道整備については、境港市公共下水道事業計画に基づき、計画的な整備を推進し、暮らしやすい地区環境の育成に努めます。また、計画区域外については、合併処理浄化槽など地域特性に応じた手法を検討し、生活排水等による河川や農業用水の汚濁の防止に努めます。

#### 田園環境の育成と緑のまちづくり

- 竹内工業団地の海岸線は、親水空間の整備や水辺空間の修景等、自然に親しめる水辺環境の育成に努めます。
- 臨海工業用地と市街地との間に整備されている海浜公園等の緑地は、防災機能の他、良好な自然環境や魅力ある都市景観等を提供しており、緑の軸として保護・育成していきます。
- 市街地に近接して分布する貴重な自然緑地、大同寺や余子神社の社叢しやそうなどの市街地における点的緑地については、積極的に保全していきます。また、これらの緑地や、緑化された公共施設及び公園等の緑の核・軸などを、都市計画道路を中心とする緑豊かな歩行者空間で結ぶネットワーク化を図り、緑の豊かな環境づくりを進めます。
- 市街地周辺の農地は、今後とも食料の安定供給を図るための土地資源として、原則として農業の振興と優良農地の確保を図ります。また、農地の有効活用や都市と農村との交流を推進するため、荒廃農地への景観作物の奨励、観光と一体となった観光農園、市民農園としての整備を促進します。

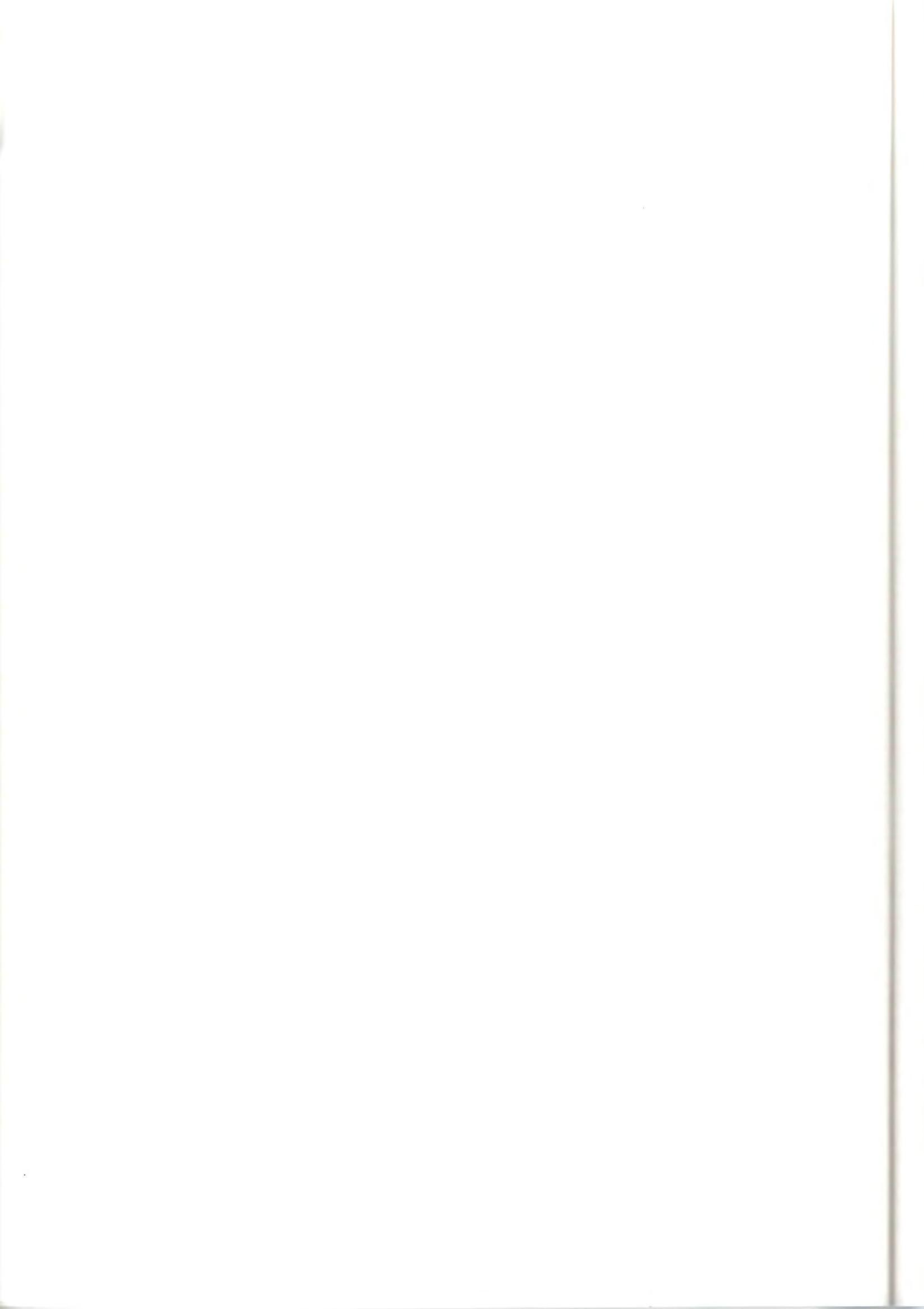
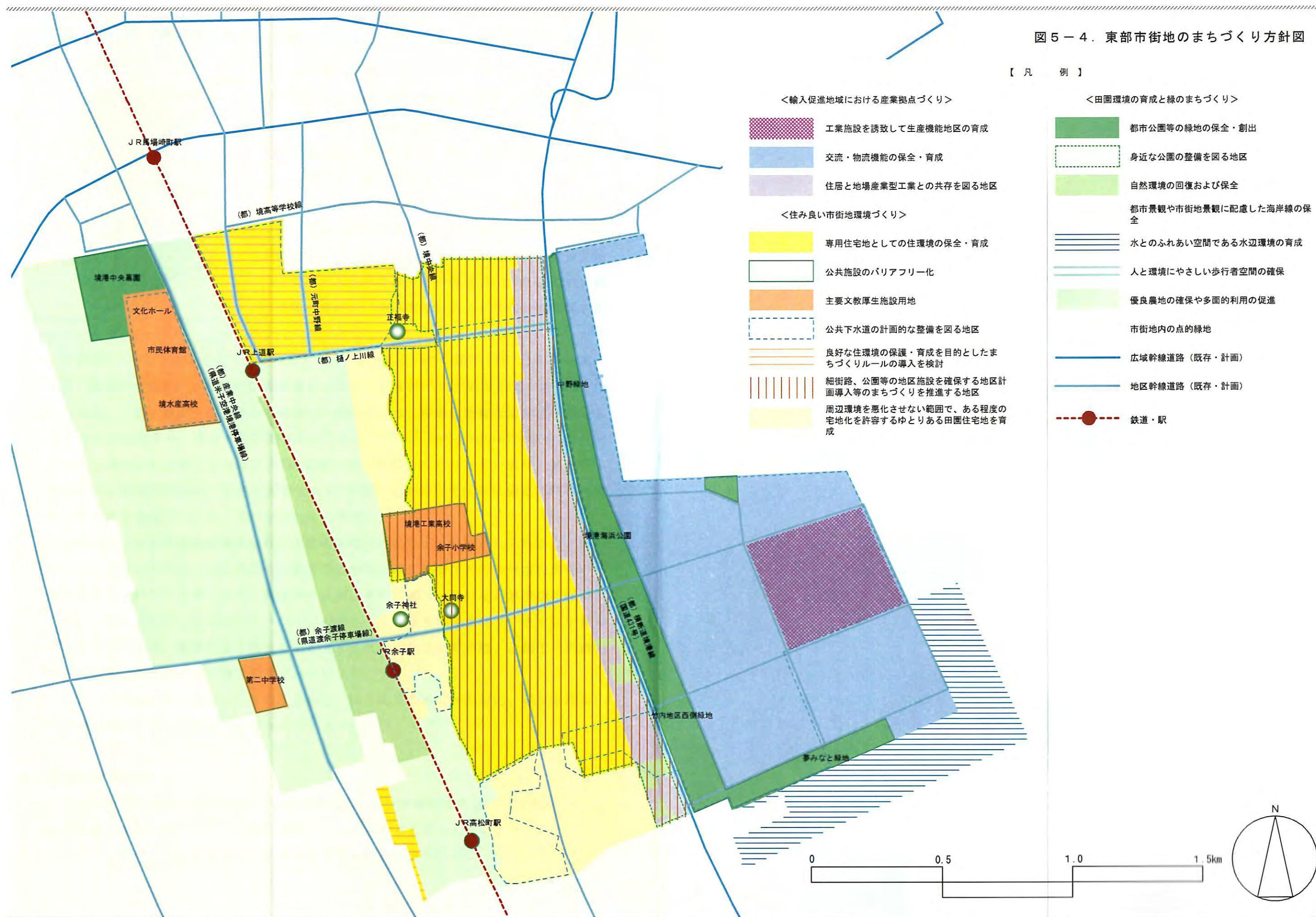


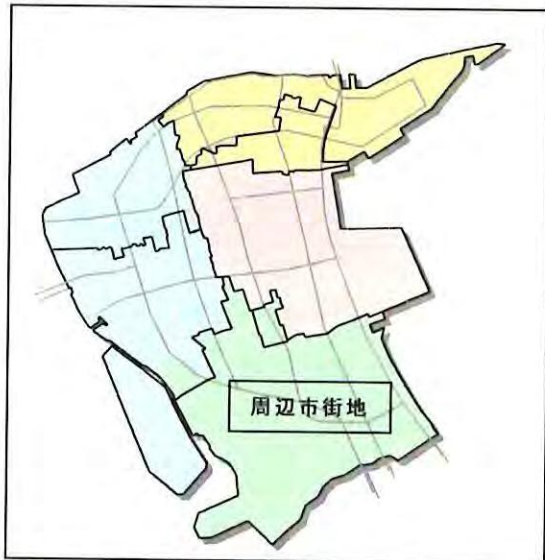


図5-4. 東部市街地のまちづくり方針図

【凡例】



## 2-4. 周辺市街地（誠道・中浜）



### 1) 概 況

周辺市街地は、本市の南部に位置し、面積は736haで市域面積の28.2%を占め、人口は7,394人（平成12年国勢調査、市人口の20.1%）です。過去10年間の人口動向は、ほぼ横ばい傾向を続けています。

本地域は、旧街道沿いを中心に形成された住宅地や集落地、都市計画道路等の幹線道路沿いに計画的に整備された住宅団地、並びに航空自衛隊美保基地と共用する米子空港、その周辺に広がる農地が田園景観を構成し、美保湾沿いには良好な自然海浜が残

っています。

市街地は、飛地市街地として形成されており、旧街道沿いの小篠津・財ノ木町の一部、（都）米子駅境線沿いに計画的整備が進められている健康シティタ日ヶ丘となっています。また、（都）産業中央線沿いの誠道町・幸神町には、中層住宅地や低層住宅地として計画的に整備され、良好な住環境が形成されています。旧街道沿いの住宅地は、区画道路や広場の不足が見られるなど、生活基盤の育成が望まれています。また、誠道町・幸神町の計画的住宅地は、成熟市街地であり、今後の土地利用更新等に備え、現在の良好な住環境を保護していくことが望まれています。

市街地周辺の旧街道筋の集落地は、市街化区域のにじみ出し傾向がみられることから、無秩序な宅地化の抑制、生活道路や広場等の生活関連施設整備などの良好な住環境の育成が必要とされています。また、美保湾に広がる自然海浜は、良好な自然環境の保全とともに、自然を生かしたレクリエーションの場としての活用が望まれています。JR以西に広がる農地は、農業生産を効率的に拡大するための農地利用の他、景観や市民農園等の多面的な機能の維持・増大が望まれています。

一方、空の玄関口となっている米子空港は、航空需要の増大への対応、環日本海時代の西の交流拠点としての育成が望まれています。

### 2) 基本的な考え方

周辺市街地は、第7次境港市総合計画において、環日本海時代の西の交流拠点づくり、田園景観と調和したゆとりある居住環境づくりを進めるものとしています。

そこで、上位計画等を踏まえ、次の基本目標を設定します。

環境にやさしい（緑住共生） まちづくり

- ゆとりある市街地環境づくり
- 空の玄関口としての顔づくり
- 田園環境の育成と緑のまちづくり

### 3) 地域づくりの方針

#### ゆとりある市街地環境づくり

- 現在整備が進められている健康シティタ日ヶ丘については、良好な住環境を育成するため、建物の形態や敷地規模の規制、緑の育成を図るなどの地区計画を導入しており、住宅団地のモデル地区として位置づけるとともに、まちづくりのテーマである「境港・健康都市」の実現を目指します。
- 旧街道沿いに形成されている住宅地（小篠津町・財ノ木町の一部）については、生活道路・広場を確保する地区計画の導入、緑地協定による宅地の緑の育成を図るなど、良好な市街地環境の育成を目指します。
- （都）産業中央線沿いの住宅地（誠道町・幸神町）については、現在の良好な住環境の永続性を確保するためのルールづくり（敷地の細分化の防止や生垣化等）などの導入を促進します。
- 旧街道沿いに形成されている集落地（新屋町から財ノ木町）については、開発許可制度の適正な運用を図るとともに、都市的土地利用を許容する範囲を明確にし、生活道路や広場等の生活関連施設の整備など、良好な住環境の保護・形成を図ります。
- その他の集落地については、営農条件や現在の住環境と調和の取れたゆとり居住区の形成を図ります。
- 高齢者等を含む全ての人々が、安全・円滑に日常生活をおくれるバリアフリーの生活空間づくりとして、①道路、公園等の公共施設などのバリアフリー化、②空港・駅・周辺広場などの交通結節点及びその周辺の歩行空間と一体的な環境の改善、③建築物を高齢者等を含む全ての人々が利用しやすいものとするよう指導・誘導措置を拡充。特に、交通施設や公民館等の文教厚生施設については早期に改修を進め、これらの空間を点から線・面へと拡充していきます。

- 下水道整備については、境港市公共下水道事業計画に基づき、計画的な整備を推進し、暮らしやすい地区環境の育成に努めます。また、計画区域外については、合併処理浄化槽など地域特性に応じた手法を検討し、生活排水等による河川や農業用水の汚濁の防止に努めます。

#### 空の玄関口としての顔づくり

- 環日本海時代における山陰地方の拠点空港として、滑走路の拡張等施設整備の促進、関係機関との連携による国際空港としての機能充実に取り組むとともに、玄関口としての顔となるよう景観育成やバリアフリー化に努めます。
- 拠点空港としての利便増進を図るため、高速交通体系へのアクセス機能を強化し、定時性や速達性の向上に努めます。

#### 田園環境の育成と緑のまちづくり

- 美保湾に面する自然海浜は、多様な生き物たちのすぐれた棲息環境であり、人々に安らぎとゆとりと優しさを与えてくれる大切な場所であることを認識し、白砂青松の地として自然環境の保全を図るとともに、自然を生かした海洋レクリエーションの場としての活用を図ります。
- 佐斐神町の進入路周辺地区については、うるおいのある快適な地区景観の育成、コミュニティの醸成、健康づくり等に資する緑の核となるとともに、空の玄関口にふさわしい緑地としての整備を促進します。
- 市街地周辺の農地は、今後とも食料の安定供給を図るための土地資源として、原則として農業の振興と優良農地の確保を図ります。また、農地の有効活用や都市と農村との交流を推進するため、荒廃農地への景観作物の奨励や市民農園などの多面的利用を促進します。

